

真岡市建設工事等執行規則

真岡市建設工事執行規則（昭和50年規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）及び工事に関連する設計、調査、測量等の業務（以下「建設工事関連業務」という。）については、別に定めるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

（工事等の執行方法）

第2条 工事及び建設工事関連業務（以下「工事等」という。）の執行方法は、直営、請負又は委託によるものとする。

（直営又は委託による工事等）

第3条 工事等は、次の場合においては、直営で執行する。

- （1）特に緊急を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- （2）請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- （3）前2号に掲げる場合のほか、特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営又は委託による工事等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（入札参加資格）

第4条 入札に参加しようとする者は、市長が別に定めるところにより、入札参加資格の審査を受けなければならない。

2 前項の入札参加資格審査を受けるべき期日及び方法については、あらかじめ公示するものとする。

（入札の手続き）

第5条 入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、入札に係る設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。

2 入札は、入札書を入札期日に持参のうえ、市長に提出しなければならない。ただし、市長が指定するものについては、郵便により提出するものとする。

（代理人及び委任状）

第6条 入札者が代理人を使用して入札させようとするときは、委任状を提出しなければならない。

2 代理人は、同一の入札について2人以上の代理をすることができない。

3 入札者は、同一の入札について他の入札者の代理をすることができない。

（入札の取りやめ等）

第7条 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札の無効）

第8条 真岡市財務規則（昭和42年規則第10号）第69条に定めるもののほか、次の

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 第5条第2項又は第6条の規定に違反したとき。

(2) 金額を訂正した入札書に係る入札。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、再び入札に付することができる。

2 前項の場合、市長が最低制限価格を設けた入札において、最低制限価格に満たない価格で入札をした入札者は、再度の入札に参加することができない。

(落札通知)

第10条 市長は、落札後直ちに落札者に文書又は口頭をもってその旨を通知する。

(契約書の提出)

第11条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日（真岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）第1条第1項に定める休日を除く。）以内に、別に定める契約書を作成して市長に提出するものとする。

2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、その落札は効力を失う。

(仮契約)

第12条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条に規定する契約を締結しようとするときは、市議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を記載した仮契約書を作成するものとする。この場合において、市議会の議決を経たときは、直ちに議決通知書（別記様式）を契約の相手方に通知しなければならない。

(工事に係る契約保証金の免除の特例)

第13条 市長は、入札に付する額が500万円以上の工事の請負契約を締結しようとする場合は、真岡市財務規則第78条第1項第3号から第6号までの規定の適用による契約保証金の免除はしないものとする。

(前金払)

第14条 市長は、次の表の左欄に掲げる契約に係る支出については、前金払の方法によることができる。この場合において、当該支出に係る前払金の限度額は1契約1会計年度につき、同欄に掲げる契約区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

契約の区分	金額
1 請負代金の額が300万円以上の工事の請負契約	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額。第3項において同じ。）に10分の4を乗じて得た額（ただし、10万円未満は切り捨てる。）
2 業務委託料が300万円以上の設計、調査及び測量の委託契約	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該支出すべき年度における額）に10分の3を乗じて得た額（ただし、10万円未満は切り捨てる。）

2 市長は、前項の表1の項の契約の区分の欄に掲げる契約に係る支出については、中間

前金払（同項の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下同じ。）の方法によることができる。この場合において、当該支出に係る中間前金払の額は、1 契約1 会計年度につき、請負代金の額の10分の2を乗じて得た額（ただし、10万円未満は切り捨てる。）とする。

（準用）

第15条 第5条から第7条まで及び第10条から前条までの規定は、随意契約における場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項	入札に参加する者（以下「入札者」という。）は	随意契約について見積書を提出しようとする者（以下「見積者」という。）は
	入札に係る	随意契約に係る
	入札に参加する	見積書を提出する
第5条第2項	入札は	随意契約は
	入札書を	見積書を
	入札期日	市長が指定した期日
第6条第1項	入札者	見積者
	入札を	見積書の提出を
第6条第2項	入札	随意契約に係る見積書の提出
第6条第3項	入札者	見積者
	入札について	見積書の提出について
第7条	入札者	見積者
	入札を	随意契約を
	入札に	随意契約に
	入札の執行	随意契約
第10条	落札後	契約の相手方の決定後
	落札者	当該契約の相手方
第11条第2項	落札	契約の相手方の決定
第13条	入札	見積り

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の真岡市建設工事執行規則の規定によりなされている入札及び見積りに係る請負契約並びに既に締結されている請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

議 決 通 知 書

年 月 日									
様									
真岡市長									
次のとおり本契約が成立したので通知します。									
工事（物件）名									
仮 契 約 年 月 日	年 月 日								
議 決 年 月 日	年 月 日								
仮 契 約 が 本 契 約 に 切 替 わ っ た 日	年 月 日								
工期（履行期間）	着手 年 月 日 完成 年 月 日								
契 約 金 額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
備 考									